

命 令 書

再審査申立人 X  
再審査被申立人 枚方市  
再審査被申立人 枚方市教育委員会

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

再審査申立人は、初審命令が本件分限免職処分は不当労働行為に当たらないとしたことを不服として再審査を申し立て、本件分限免職処分の真の理由は再審査申立人の組合活動を妨害するためのものであって不当労働行為に該当すると主張する。

しかしながら、当委員会においても、本件分限免職処分が再審査申立人の主張するような理由のもとになされたものと認めるに足りる資料はなく、当委員会の認定した事実及び判断は、初審命令のそれを一部次のとおり改めるほかは、それと同一であるので、ここに引用する。

- 1 初審命令3頁の2行目の「従来どおり」を削り、同4行目の「毎年更新され、」の次に「Xらはその都度、上記誓約書と同様の誓約書を教委へ提出し、」を加える。
- 2 同5頁の10行目の「招堤中学校」を「招提中学校」に改める。
- 3 同12頁の3行目の「午後4時30分」を「午後5時30分」に改める。
- 4 同12頁の12行目の「またこれを」から同14行目の「ない。」までを「またこれを正当化する理由も認められない。」に改める。
- 5 同12頁の29行目の「申立人の」から同13頁の2行目の「言うべきである。」までを「申立人のこれらの行為はいずれも代行員の職務内容から見ると重大な職務義務違反である。」に改める。
- 6 同13頁26行目の「以上処分理由」から同14頁の1行目の「れる。」までを削る。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成3年3月6日

中央労働委員会  
会長 石川吉右衛門 ㊟